

改正案	現行	
海外投資保険運用規程	海外投資保険運用規程	
<p>平成13年4月1日 01-制度-00038 沿革 平成14年10月1日 一部改正 平成15年9月24日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成17年9月16日 一部改正 平成18年10月27日 一部改正 <u>平成19年9月21日 一部改正</u></p>	<p>平成13年4月1日 01-制度-00038 沿革 平成14年10月1日 一部改正 平成15年9月24日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成17年9月16日 一部改正 平成18年10月27日 一部改正</p>	
第1条～第18条 (略)	第1条～第18条 (略)	
<p>(締結済み保険契約に係る証券統合等の取扱い)</p> <p>第19条 海外投資（株式等）保険約款第34条第2項の規定に基づき、複数の保険契約のうち二以上のものを一の保険契約とすること（以下「証券統合」という。）を請求する場合には、次の各号の条件により取り扱うこととする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 海外投資（株式等）保険約款による保険契約（前項の規定に基づき証券統合を行ったものを含む。）であって、複数の枝が存在するものについて被保険者が希望するときは、当該複数の枝のうち二以上のものを次の各号の条件により一の枝に変更（以下「枝統合」という。）することができる。</p> <p>一 枝統合の対象にするすべての枝において次の内容が同一であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 設定付保割合 ロ 国カテゴリー ハ 株式等の取得のための対価の額の通貨 ニ 保険料率 	<p>(締結済み保険契約に係る証券統合等の取扱い)</p> <p>第19条 海外投資（株式等）保険約款第34条第2項の規定に基づき、複数の保険契約のうち二以上のものを一の保険契約とすること（以下「証券統合」という。）を請求する場合には、次の各号の条件により取り扱うこととする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 海外投資（株式等）保険約款による保険契約（前項の規定に基づき証券統合を行ったものを含む。）であって、複数の枝が存在するものについて被保険者が希望するときは、当該複数の枝のうち二以上のものを次の各号の条件により一の枝に変更（以下「枝統合」という。）することができる。</p> <p>一 枝統合の対象にするすべての枝において次の内容が同一であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 設定付保割合 ロ 国カテゴリー ハ 株式等の取得のための対価の額の通貨 ニ 保険料率 	

<p>ホ 保険期間の満了日</p> <p>二 枝統合後の株式等の取得のための対価の額、当該対価の額が外貨の場合の外国為替相場及び保険金額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>イ 株式等の取得のための対価の額 枝統合の対象にするすべての枝における株式等の取得のための対価の額の合計額</p> <p>ロ 株式等の取得のための対価の額に係る外国為替相場 枝統合の対象にするすべての枝における保険金額の合計額を設定付保割合で除して得た金額をイの金額で除して得た率（小数点第五位以下を切り捨てる。）</p> <p>ハ 保険金額 イの金額（当該金額が外貨の場合にあっては、ロの率を乗じて得た金額（1円未満の端数は切り捨てる。））に設定付保割合を乗じて得た金額（1円未満の端数は切り捨てる。）</p>	<p>ホ 保険期間の満了日</p> <p>二 枝統合後の株式等の取得のための対価の額、当該対価の額が外貨の場合の外国為替相場及び保険金額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>イ 株式等の取得のための対価の額 枝統合の対象にするすべての枝における株式等の取得のための対価の額の合計額</p> <p>ロ 株式等の取得のための対価の額に係る外国為替相場 枝統合の対象にするすべての枝における保険金額の合計額を設定付保割合で除して得た金額をイの金額で除して得た率（小数点第三位以下を切り捨てる。）</p> <p>ハ 保険金額 イの金額（当該金額が外貨の場合にあっては、ロの率を乗じて得た金額（1円未満の端数は切り捨てる。））に設定付保割合を乗じて得た金額（1円未満の端数は切り捨てる。）</p>
--	--